

# 議会の委任による管理者の専決処分事項の指定について

平成 9 年 7 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条により準用する同法第 180 条第 1 項の規定により、管理者において専決処分できる事項を次のとおり指定する。

- 1 1 件 1 0 0 万円以下の和解に関すること及び 1 件 1 0 0 万円以下の法律上組合の義務に属する損害賠償の決定すること。
- 2 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 9 年嶺南広域行政組合条例第 18 号）の規定により、議会の議決に付さなければならない契約で、契約を締結した後設計変更等により 3 0 0 万円の範囲内で契約金額を変更すること。

## 附 則

この専決事項は、公布の日から施行する。